災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

相生市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震又は風水害、その他特殊な災害時等（以下「地震等災害」をいう）の不測の事態において、甲および甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定書は、相生市内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

（定義）

第２条　本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第３条　甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

1. 災害廃棄物等の撤去、積込作業
2. 災害廃棄物等の収集運搬
3. 災害廃棄物等の処分
4. 災害廃棄物処理計画等の策定および策定支援
5. 前各号に伴う必要な事業

（災害廃棄物等の処理の実施）

第４条　乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

２　乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲る事項に留意するものとす

る。

（１）周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（２）再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報交換）

第５条　甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、次の各号について、必要に応じて情報共有を図るものとする。

1. 想定される災害および不測の事態について
2. 協力要請の手続き、手順について
3. 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
4. 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
5. 災害廃棄物等の収集運搬について
6. 災害廃棄物等の処分について
7. その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第６条　本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第７条　第３条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第８条　甲が、被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第９条　乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第１０条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

（１）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ　暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（２）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（３）乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

（４）乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。

（７）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

２　甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

３　甲は、第１項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第１１条　本協定書の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。

ただし、期間満了の１ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに１年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（規定のない事項の取扱い）

第１２条　本協定書に定めのない事項及び各項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和６年　３月　５日

甲 兵庫県相生市旭一丁目１番３号

 相生市

 相生市長　谷口　芳紀

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

 大栄環境株式会社

 代表取締役　　金　子　文　雄